

# =プレスリリース(報道関係各位)=

2009年5月8日



社会福祉法人ゆたか福祉会

## 次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」に認定されました

社会福祉法人ゆたか福祉会（以下ゆたか福祉会、本部名古屋市、理事長 富田偉津男、職員数 370 名）は、2009 年 4 月 22 日付で、愛知労働局長より「次世代育成支援対策推進法（次世代法）（※1）第 13 条」に基づき「基準適合一般事業主」の認定を受け、次世代認定マーク（愛称「くるみん」）を取得いたしました。愛知県では 32 社目の認定ですが、社会福祉法人としては、東海地方で初認定となります。（※2）



次世代認定マーク  
愛称「くるみん」

### 【ワークライフバランス・次世代育成支援のとりくみの経過】

次世代育成支援については計画的な推進が不十分であったため、ゆたか福祉会として「基準適合一般事業主認定」取得も視野に入れ、あらためて 2008 年 3 月に次世代育成支援推進宣言を行い、てこ入れを図ることとしました。そのため、2007 年度以降とりくんできた、ワークライフバランス支援と一体的に推進することとし、「働きやすい職場づくり」をめざし、制度拡充などを実施してきました。

そうした積み重ねの結果、一般事業主行動計画で法人が設定した目標を達成し、かつ一定の基準を満たすことができたため、愛知労働局長より「次世代育成支援対策に取り組んでいる」と認められ、「基準適合一般事業主認定」取得の運びとなりました。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称「くるみん」）を求人広告等に使用することができます。今回は、社会福祉法人として、東海地方で初の認定でもあり、働きやすい職場づくりを通して次世代育成支援に積極的な社会福祉法人として、今後とも広くアピールしていきたいと考えております。

同時に、次世代育成支援・ワークライフバランス支援のとりくみ、超勤時間削減、年次有給休暇取得促進等による総労働時間削減の職場討議のとりくみを今後とも着実に推進し、名実ともにすべての職員が自ら望むワークライフバランスを実現できる、「働きやすい職場づくり」を進めてまいります。

### 【一般事業主行動計画と実施結果の概要】

期間 2005 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日（4 年間）

育児休業取得状況 女性の育児休業取得率 116%、  
男性の育児休業取得者 2 名

制度の改善、拡充（いずれも 2008 年 4 月 1 日導入）

○全職員アンケートでの要望を受け止め、性別を問わず利用しやすい制度をめざしました。

・理由を問わず 1 歳 6 ヶ月まで育休の延長を可能とする。育休中、休業開始時賃金月額 50%を給与保障する。従来から、育休取得しても昇級に不利益を及ぼしていなかったが、これを就業規則に明示。

・小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる措置として、短時間勤務制度、所定労働時間を超えて労働させない制度を導入。

・子どもの看護のため休暇を、子どもの学校行事等への参加のためにも使用できる休暇制度へと拡充。子が小学校卒業まで対象とし、年間 10 日付与。また、一部を有給化とし、時間単位でも取得可能。

諸制度の周知・啓発

・育児・介護休業法、労働基準法に基づく諸制度の周知。特に、産後 8 週などで、男性でも育児休業をとれることを周知し、男性の育児休業取得の啓発につなげる。

・男性育休体験記を社内報・ウェブサイトに掲載。

### 【本件に関する問い合わせ先】

社会福祉法人ゆたか福祉会 457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目 5 番地 3

担当：労務部 鈴木拓生（たくお）、山崎恭裕（やすひろ）

Tel 052-698-7356（平日 9:00～17:30） Fax 052-698-7358

<http://www.yutakahonbu.com/>

## 社会福祉法人ゆたか福祉会について

1969年に前身の事業所を全国初の障害者共同作業所として開設して以来、「障害者のゆたかな未来をめざして」を事業理念として、四十年にわたり愛知県内で障害者施設・事業を中心に二十あまりの福祉事業を展開している社会福祉法人です。

ゆたか福祉会では、2007年6月の21世紀職業財団からの「職場風土改革促進事業実施事業主」（「家庭と仕事の両立支援制度」を利用しやすい環境整備に前向きに取り組む事業主）の指定をきっかけに、少子化社会における事業主の社会的責任、人口減少社会において、ますます困難になる人材確保、人材定着、人材育成を見すえ、ワーク・ライフ・バランス支援・次世代育成支援の取組を推進しています。

### ※1 次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下（平成23年4月1日以降は100人以下）の事業主には、同様の努力義務があるとしています。

### ※2 愛知・岐阜・三重、各労働局への電話・ウェブサイトでの当法人調べ 5/8 現在

なお、2008年12月末現在、認定企業は全国で634社となっています（厚生労働省まとめ）

<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/02/01.html>